議案第１２６号

三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和８年１１月２７日

三次市長　福　岡　誠　志

三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例（平成１６年三次市条例第１２２号）の一部を次のように改正する。

第２条の表三次市布野学校給食共同調理場の項、三次市作木学校給食共同調理場の項及び三次市吉舎学校給食共同調理場の項を削る。

第４条中「場長又はセンター長（以下「場長等」と総称する。）」を「センター長」に改める。

第５条中「場長等」を「センター長」に改める。

第６条第１項中「各共同調理場」を「共同調理場」に改め、同条第２項中「場長等」を「センター長」に改める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。